

別紙

保安林の転用に係る解除の取扱い要領

第1 趣 旨

保安林を森林以外の用途に転用するために森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第26条又は法第26条の2の規定に基づき保安林の指定を解除する場合の取扱いについては、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和54年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）その他関係通知に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 解除の取扱い

1 審査に当たっての級地区分

審査に当たり、保安林を次に掲げる基準に従い第1級地及び第2級地に区分する。

(1) 第1級地

次のいずれかに該当する保安林とする。

ア 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年）を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）

イ 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの

ウ 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの

エ 海岸に近接して所在するものであつて、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあつては250メートル未満）であるもの

オ 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの

(2) 第2級地

第1級地以外の保安林とする。

2 解除の方針

保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、転用のための保安林の解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう指導するものとする。

第1級地については、「公益上の理由」による解除のうち、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として解除は行わないものとする。

第2級地については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って転用に係る解除を行うものとする。

3 解除の要件

保安林の転用に係る保安林の解除については、次の要件を備えなければならない。

(1) 「指定理由の消滅」による解除

ア 用地事情等

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

イ 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

(ア) 法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。

(イ) 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。

ウ 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

(ア) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

(イ) 事業等を実施するもの（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

(ウ) 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

(エ) (イ)及び(ウ)の土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。

(オ) 事業者が当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

エ 利害関係者の意見

転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること。

オ その他の満たすべき基準

(ア) 保安林の転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設（規則第48条第2項第2号に掲げる施設をいう。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられることについて、(3)の規定による都道府県知事の確認があること。

(イ) (ア)の代替施設の設置等については、当該施設の設置に係る転用が開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知。）別記の開発行為の許可基準の運用について（以下「開発許可運用基準」という。）の第2から第5まで及び開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知。以下「運用細則」という。）に示す基準に適合するものであること。

(ウ) (イ)のほか、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、当該事業等に係る転用が、開発許可運用基準及び運用細則に示す基準に適合するものであること。

ただし、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、運用細則の第2の1及び同細則の表4に代えて別表1に示す基準に適合するものであること。

(エ) 転用に係る保安林の面積が(ウ)のただし書に相当する場合であって、水資源のかん養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

(2) 「公益上の理由」による解除

法第26条第2項又は法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。

ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの

イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表2に掲げる事業に該当するもの
ウ ア又はイに準ずるもの

① 国等が行う事業による転用の場合

ア 用地事情等

前記(1)のアと同様とする。

イ 面積

前記(1)のイと同様とする。

ウ 実現の確実性

前記(1)のウ(ア)から(エ)までの事項すべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

エ その他の満たすべき基準

前記(1)のオに準じた措置が講じられるものであること。

② ①以外の場合

ア 用地事情等

前記(1)のアと同様とする。

イ 面積

前記(1)のイと同様とする。

ウ 実現の確実性

前記(1)のウと同様とする。

エ 利害関係者の意見

前記(1)のエと同様とする。

オ その他の満たすべき基準

前記(1)のオに準じた措置が講じられるものであること。

(3) 代替施設の設置等の確認に関する措置

ア 確認

(ア) 都道府県知事は、解除予定保安林について、法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後(法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に、事業者に対し、3の(1)のオの代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更される場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第29条又は法第30条の2第1項に基づき改めて通知又は告示を行うなどの手続を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよ

う指導するものとする。

(イ) (ア)の確認は、次のものについて行う。

① 法第26条第1項及び法第26条の2第1項の規定による解除。

② 法第26条第2項及び法第26条の2第2項の規定による解除であつて令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの。

イ 確認報告

法第26条の2により規定されている保安林以外のものについては、都道府県知事は、アの(ア)確認を了した場合には、速やかに別紙様式により林野庁長官に報告するものとする。

(4) 告示

法第33条第1項の規定による解除の告示は、(3)のアの確認を了した後に行うものとする。

第3 その他手続き上の留意事項

1 事業者に対する指導等

転用に係る保安林の解除事務については、保安林の解除事務の迅速化及び簡素化について(昭和60年12月24日付け60林野治第3992号林野庁長官通達)に基づき事前相談を適正に行うとともに、他の法令等による許可、認可、承認その他の手続きを必要とする場合には、当該法令等を所管する行政庁と相互に緊密な連絡調整を図るものとする。

2 都道府県森林審議会への諮問

(1) 都道府県知事は、法第27条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、都道府県森林審議会の意見を聴し、その結果に基づき適否を明らかにした上、意見書を提出するものとする。

ただし、転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの及び転用に係る面積が1ヘクタール未満のものについては、当該転用の目的、態様等からみて、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除き、あらかじめ都道府県森林審議会の意見を聴いて基本方針を定めておき、法第27条第3項の規定による申請書を進達する際に当該方針に照らし適否を判断の上意見書を提出することができるものとする。

(2) 法第26条の2により規定されている保安林の転用に係る解除については、都道府県知事は、解除に当たって都道府県森林審議会に対し(1)に準じて諮問を行い、その結果を参しゃくの上、解除の適否を判断するものとする。

3 解除予定保安林における法第34条第2項の許可の取扱い

解除予定保安林における代替施設の設置等のため法第34条第2項の許可を行うに当たっては、許可の内容(許可に付する条件を含む。)に違反したときは、法第38条第2項

の規定による復旧命令等厳正な取扱いをする旨事業者に通告するものとする。

また、当該解除予定保安林において、転用目的以外の用に供し、若しくは供しようとすることが明らかとなった場合又は法第34条第2項の許可の期間内に、代替施設の設置等が適正に行われなかったか、若しくは行われる見込みがない場合には、当該解除予定保安林につき解除を行わないことがある旨を事業者にあらかじめ通告するものとする。